

## 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 一部変更について（概要）

平成 29 年 9 月  
環境省自然環境局

- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）において、オオタカが国内希少野生動植物種の指定を解除されたことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）の改正を行い、これに併せて、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 28 年環境省告示第 100 号。以下「基本指針」という。）の一部変更を行い、オオタカの捕獲許可や販売禁止鳥獣等の販売許可に係る記述を追加します。

| 項目                                     | 主な変更点   |
|--|---|
| 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方<br>(Ⅰ 第四 2 (2))    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。</li> </ul>  |
| 保護の必要性が高い種に対する捕獲許可の考え方<br>(Ⅲ 第四 1 (4)) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 種の保存法に定める国内希少野生動植物種から解除されるオオタカについて、鳥獣の管理目的での捕獲を原則認めない。</li> <li>● ただし、防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。</li> <li>● なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</li> </ul> |
| 販売禁止鳥獣等の販売許可<br>(Ⅲ 第四 3 - 4)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● オオタカに販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。</li> </ul>  |

- ・ オオタカについては、レース鳩や家禽に対し被害が報告されており、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定解除後、鳥獣保護管理法の被害防止目的での捕獲許可の申請が行われる可能性があります。一方、海外産亜種オオタカが高額で市場取引されており、国内産亜種オオタカも高い市場価値が生ずることが認められることから、被害防止目的での捕獲許可を得て捕獲された個体の処置として、飼養を選択する可能性があります。
- ・ これまで種の保存法の規制により、捕獲が強く制限され、市場流通がされなかった国内産亜種オオタカについて、その個体を飼養し一般流通することにより、密猟の助長が懸念されることから、新たにオオタカの捕獲許可の際には捕獲後の処置において飼養を選択する場合には、公的機関等での飼養に限定するとともに、繁殖個体を含めた販売についても販売禁止鳥獣として制限を行うこととしたものです。